

令和5年9月4日

こども家庭審議会科学技術部会
ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び
科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会
を合同で開催する場合の取扱いについて（案）

令和5年●月●日
こども家庭審議会科学技術部会
ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会
科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会

こども家庭審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会を合同で開催し、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「指針」という。）に基づく研究計画の指針に対する適合性の確認（以下「審査」という。）を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 座長について

こども家庭審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（以下「生殖補助医療研究委員会」という。）の座長及び科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（以下「ヒト受精胚研究委員会」という。）の主査が異なる場合、両委員会の全体を統括する座長は、委員会で協議の上、決定する。

2. 審査の際に委員が退席すべき場合について

- (1) 生殖補助医療研究委員会又はヒト受精胚研究委員会の委員が、審査を行う研究計画の関係者である場合には、審査の際に退席するものとする。
- (2) 関係者の範囲については、次のとおりとし、その他疑義が生じたときは、生殖補助医療研究委員会又はヒト受精胚研究委員会において審議するものとする。

- ①委員が研究実施者として研究計画に記載されている場合
- ②委員が研究実施者と直接の上司又は部下の関係にある場合
- ③委員が研究実施者と同一の研究機関（注）に属する場合

（注）ただし、大学にあっては学部、附置研究所等の単位であること。

- ④委員が研究実施者と当該研究に関する共同研究を行っているなど密接な関係にある場合

- ⑤委員が申請等に係る機関の倫理審査委員会の委員である場合
- ⑥その他委員が研究実施者と利害関係にあると考えられる場合

3. 研究計画の変更の審査について

- (1) 研究計画の変更について審査を行う場合には、生殖補助医療研究委員会及びヒト受精胚研究委員会の各委員に書面による審査を求めた後、全ての委員の同意を得たときに限り、座長の判断により、当該審査結果をもって両委員会の結論とすることができる。ただし、委員の1名以上から求めがあったときは、会議を開催して審査を行う。
- (2) 書面による審査において委員より提出された意見及びこれに関する申請者の見解については、両委員会の全ての委員に対して通知し、審査の参考とする。

4. 外部有識者の出席について

生殖補助医療研究委員会又はヒト受精胚研究委員会の委員は、議事に必要と判断するときは、外部有識者に委員会への出席を要請することを提案することができる。座長は、上記の提案があった場合、当該外部有識者に出席を要請することについて、委員会で協議の上、決定する。

5. 会議及び会議資料の公開について

両委員会を合同で開催する際の会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権が不当に侵害されるおそれがある場合、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会において非公開であると認める場合には、座長は、会議及び会議資料を非公開とすることができる。

6. 議事録の公開について

両委員会を合同で開催する際には、会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開することを原則とする。ただし、5. (1)に掲げる場合に該当するときは、議事録に代えて議事概要とすることができる。

7. その他

会議開催の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定めることとする。